

誓約書の記載例

(1) 定義

① 誓約書・・・能代市の基準を満たしていない工事を行う場合、申請者の責任において維持管理を行うことを確約するために提出する書類（申請者の印が必要）

(2) 注意事項

誓約書については、地形や施工上の制約などやむを得ない場合に限り許可する。

特に新設の場合は、工法やルート等を十分に検討した上で、やむを得ない場合のみ提出すること。また、程度に係わらず事前に上下水道整備課と協議をすること。

No. 使用するケース

内容

1. 建物、池、樹木の下の配管施工時等に使用

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請するに当たり、配管が所定の基準を満たしていませんが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

2. 雑排水と汚水を1系統にまとめて排水する場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、都合により屋内排水設備の汚水排水系統と雑排水系統を1系統にまとめて排水しますが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

3. 掃除口の使用

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、ドロップます等の設置が困難なため、掃除口を設置いたしますが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

4. 20%以上200%以下の基準を満たさない工事の場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、既存の埋設管のこう配が所定の基準を満たしていませんが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

5. 既設の基準満たない施設を利用する場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請するに当たり、既設の雑排水用の汚水槽（コンクリート柵）および排水ポンプ・露出配管（V P・保温材なし・支持金具あり）を使用いたしますが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

6. 医療機関、薬局等が薬品を扱う場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請するに当たり、薬品等は産業廃棄物として適切に処理し、排水管に流さないことを誓約いたします。

7. くみ取便所の改造のみを行い、雑排水の工事を後回しにする場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請するに当たり、予算上の都合により、既設便槽 1 ケ所のみ水洗化切替工事を行い、残りの生活雑排水の水洗化切替工事については予算の都合がつき次第すみやかに行うことを誓約いたします。

8. 調理台から油等を流さないため、グリストラップを設置しない場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請するに当たり、調理室の流しから出る油等は、当方で適切に対処することを誓約いたします。

9. 低位通気弁を利用する場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請するに当たり、配管の一部に低位通気弁を使用しますが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

10. 土被り 20cm 以下の管等の施工の場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、既存のます及び埋設管の深さが所定の基準を満たしていませんが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

12. 融資利用申請者が、銀行からの融資諾否決定前に着工する場合

このたび、融資あっせんを利用して排水設備工事計画確認申請をするに当たり、融資あっせんが利用できなかった場合は、当方で責任をもって対処することを誓約いたします。

13. 既存の露出配管を利用する場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、既存の露出配管が所定の基準を満たしていませんが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

14. 一部露出配管となる場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、現場の都合により一部露出配管となりますが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

配管状況： 管種（VU・VP）、保温材（有・無）、支持金具（有・無）

15. 掃除口を設置する場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、屋外排水設備の汚水ますが都合により設置出来ないため、やむを得ず掃除口を設置いたしますが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

16. 公共ますに途中抜きをする場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、下記の理由により公共ますに管底接続出来ない状況であり、公共ますに途中抜きで施工いたしますが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

17. 下水道本管が未整備等のため受益者負担金の賦課対象区域となっていない箇所排水設備の申請をする場合

公共下水道の排水区域外から公共下水道に汚水を流入させるための排水設備等の計画の確認申請に当たり、当該確認申請に係る排水設備の設置場所について、受益者負担金の賦課対象区域の公告が行われた場合は、所定の手続きに従い受益者負担金を納付することを誓約いたします。

18. 雨水排水管口径の一部が所定の基準を満たしていない場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、雨水排水管口径の一部が所定の基準を満たしていませんが、今後の維持管理については、当方で一切の責任をもって行うことを誓約いたします。

20. 今回工事で雑排水のみ接続する場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、 当方の都合により生活排水（雑排水）のみ公共下水道へ接続しますが、今後、速やかに汚水も公共下水道へ接続することを誓約いたします。

21. 今回工事でトイレの改造のみの場合

このたび、下記の排水設備工事計画確認申請をするに当たり、 当方の都合によりトイレの改造工事のみ行いますが、今後、速やかに生活排水（雑排水）も公共下水道へ接続することを誓約いたします